

# 一般社団法人 岐阜県水泳連盟 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人 岐阜県水泳連盟（以下「本連盟」という）と称する。

(事務所)

第2条 本連盟は、主たる事務所を岐阜県岐阜市に置く。

2 本連盟は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な場所に置くことができる。

(目的)

第3条 本連盟は、岐阜県の水泳界を統括する団体として、水泳及び水泳競技（競泳、飛込、水球、シンクロナイズドスイミング、日本泳法及びオープンウォーターを言う。以下同じ）の健全な普及発展を図り、もって岐阜県民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本連盟は、第3条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 水泳競技に関する競技力向上のための強化事業
- (2) 水泳競技に関する岐阜県記録の公認
- (3) 水泳及び水泳競技に関する競技会の開催及び共催・後援に関する事業
- (4) 水泳及び水泳競技に関する普及事業・競技役員の養成事業
- (5) 水泳及び水泳競技に関する派遣事業及び調査・研究事業
- (6) その他本連盟の目的達成に必要な事業

(公告)

第5条 本連盟の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する。

(機関の設置)

第6条 本連盟は、理事会及び監事を置く。

## 第2章 会員

(種別)

第7条 本連盟の会員は、次の3種とし、正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 本連盟の目的に賛同して入会した個人又は団体（但し、拠点地を岐阜県内とする団体に限る。）
- (2) 賛助会員 本連盟の目的に賛同し事業を賛助するため入会した個人又は団体
- (3) 名誉会員 本連盟に功労のあった者又は学識経験者で社員総会において推薦された者

(入会)

第8条 本連盟に会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める書類により、申し込まなければならない。

- 2 入会の可否については、社員総会が別に定める基準により、理事会において決定し、本人に通知するものとする。
- 3 申込者は、前項の理事会において、入会の決定がなされたときに会員となる。

(入会金及び会費)

第9条 正会員は、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。

- 2 賛助会員は、社員総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第10条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、第20条第2項に定める社員総会の特別決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) 本連盟の定款又は規則に違反したとき。
- (2) 本連盟の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な理由があるとき。

(会員資格の喪失)

第12条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会費の納入が継続してなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第13条 会員が、前3条の規定によりその資格を喪失したときは、本連盟に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般法人法上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

- 2 本連盟は、その会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金は、これを返還しない。

### 第3章 社員総会

#### (構成)

- 第14条 社員総会は、正会員をもって構成する。
- 2 前項の社員総会をもって、一般法人法上の社員総会とする。
  - 3 社員総会における議決権は、正会員1名（1団体）につき1個とする。

#### (種類)

- 第15条 本連盟の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

#### (権限)

- 第16条 社員総会は、次の事項を決議する。
- (1) 役員を選任及び解任
  - (2) 役員報酬の額又はその規定
  - (3) 定款の変更
  - (4) 各事業年度の事業報告及び決算報告
  - (5) 入会の基準並びに会費及び入会金の金額
  - (6) 会員の除名
  - (7) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
  - (8) 解散及び残余財産の処分
  - (9) 合併並びに事業の全部及び事業の一部の譲渡
  - (10) 理事会において社員総会に付議した事項
  - (11) 社員総会において、審議することを相当と決議した事項
  - (12) 前各号に定めるもののほか、一般法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

#### (開催)

- 第17条 定時社員総会は毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。
- 2 臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

#### (招集)

- 第18条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。ただし、全ての正会員の同意がある場合には、書面または電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続きを省略することができる。
- 2 総正会員の議決権の5分の1以上を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会招集の請求をすることができる。

- 3 社員総会を招集するときは、社員総会の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに通知を発しなければならない。ただし、社員総会に出席しない正会員が書面又は電磁的方法によって議決権を行使することができることとするときは、2週間前までに通知を発しなければならない。

(議長)

第19条 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれに当たる。

(決議)

第20条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。可否同数のときは議長裁決するとことにする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の議決は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産の処分
- (6) その他法令で定めた事項

(議決権の代理行使)

第21条 正会員は、他の正会員を代理人として議決権を行使することができる。ただし、この場合には、総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(決議及び報告の省略)

第22条 理事又は正会員が、社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

- 2 理事が正会員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第23条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び社員総会において選任された議事録署名人2名以上が、前項の議事録に署名・押印しなければならない。

(社員総会規則)

第24条 社員総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるほか、総会において定める社員総会規則による。

## 第4章 役員等

(役員の種類)

第25条 本連盟に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上25名以内
- (2) 監事 1名以上2名以内
- 2 理事のうち、会長1名、副会長5名以内、理事長1名、副理事長2名以内、常務理事5名以内とする。
- 3 前項の会長をもって一般法人法の代表理事とし、副会長、理事長、副理事長、常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(選任等)

第26条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長、理事長、副理事長及び常務理事は、理事会において選任する。
- 3 監事は、本連盟又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 5 他の同一団体(公益法人を除く。)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接が関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務権限)

第27条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、本連盟を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ理事会において定められた順位によりその職務を代行する。
- 4 理事長は、会長及び副会長を補佐し、本連盟の業務を執行する。
- 5 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときは、あらかじめ理事会において定められた順位によりその職務を代行する。
- 6 常務理事は、理事長を補佐し、本連盟の業務を分担執行する。

(監事の職務権限)

第28条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。
- (2) 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本連盟の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- (3) 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくはこの定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告しなければならない。
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、会長に理事会の招集を請求することができる。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会とする招集通知が発せられない場合は、その請求をした監事は理事会を招集することができる。
- (6) 理事が総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくはこの定款に違反し、又は著しく不当な事項があるときは、その調査の結果を総会に報告しなければならない。
- (7) 理事が本連盟の目的の範囲外の行為その他法令若しくはこの定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、当該行為によって本連盟に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使することができる。

(役員任期)

第29条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終了のときまでとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終了のときまでとする。
- 3 補欠又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 4 補欠選任された監事の任期は、前任者の在任期間とする。
- 5 理事又は監事は、第25条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第30条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

- 第31条 役員は、原則無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 2 前項に関し必要な事項は、社員総会の決議により別に定める。

(取引の制限)

- 第32条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を受けなければならない。
- (1) 自己又は第三者のためにする本連盟の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする本連盟との取引
- (3) 本連盟がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における本連盟とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。
- 3 前2項の取扱いについては、第46条に定める理事会規則によるものとする。

(責任の一部免除又は限定)

- 第33条 本連盟は、役員的一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

(名誉会長及び顧問等)

- 第34条 本連盟に、名誉会長、名誉顧問、顧問及び参与を若干名置くことができる。
- 2 名誉会長、名誉顧問、顧問及び参与は、理事会の推薦により、会長がこれを委嘱する。任期は、委嘱時の役員の残任期間とする。
- 3 名誉会長、名誉顧問、顧問及び参与は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(名誉会長及び顧問等の職務)

- 第35条 名誉会長、名誉顧問、顧問及び参与は、本連盟の業務運営上の重要な事項について、会長の諮問に応じる。
- 2 名誉会長は、総会、理事会に出席して意見を述べることができる。

## 第5章 理事会

(構成)

- 第36条 本連盟に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第37条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 前各号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 会長、副会長、理事長、副理事長及び常務理事の選定及び解職

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 内部管理体制の整備
- (6) 第33条の責任の免除

(種類及び開催)

第38条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種類とする。

2 通常理事会は、毎年3回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 第28条第5号の規定により、監事から会長に招集の請求があったとき。
- (5) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき。

(招集)

第39条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び前条第3項第5号により監事が招集する場合を除く。

2 会長は、前条第3項第2号又は前条第3項第4号に該当する場合には、その請求があつ



た日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しなければならない。

- 3 理事会を招集するときは、理事会の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知を発しなければならない。

(議長)

第40条 理事会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれに当たる。

(定足数)

第41条 理事会は、理事現在数の過半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

(決議)

第42条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、決議に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは議長裁決とする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の理事を代理人にとして表決することができる。この場合において、書面表決又は表決委任者は、理事会に出席したものとみなす。
- 3 前項の場合においては、議長は、理事として表決に加わることはできない。

(決議の省略)

第43条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

(報告の省略)

第44条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会の報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告は、この限りではない。

(議事録)

第45条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事及び監事は、これに署名若しくは記名押印をしなければならない。

(常務理事会)

第46条 本連盟では、常務理事会を設けることとし、その構成・権限は理事会規則によって定める。

(理事会規則)

第47条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

## 第6章 資産及び会計

(財産の管理・運用)

第48条 本連盟の財産の管理・運用は、会長が行うものとし、その方法は理事会の決議により別に定める規程によるものとする。

(事業年度)

第49条 本連盟の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第50条 本連盟の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は理事会の決議に基づき予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入・支出することができる。

(事業報告及び決算)

第51条 本連盟の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
  - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号の書類については、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
  - 3 本連盟は、第1項の総会の終結後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表及び損益計算書を公告するものとする。
  - 4 本連盟は、余剰金の分配を行うことができない。

(長期借入金並びに重要な処分又は譲受け)

第52条 本連盟が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において、総理事の議決権の3分の2以上の決議を得なければならない。

2 本連盟が、重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ決議を得なければならない。

(会計原則)

第53条 本連盟の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

## 第7章 定款の変更、解散及び清算等

(定款の変更)

第54条 この定款は、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって変更することができる。

2 当法人が公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）の規定に基づく公益認定を受けた場合において、前項の変更を行ったときは、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

(合併等)

第55条 本連盟は、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって、他の一般法上の法人との合併、事業の全部または一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第56条 本連盟は、一般法人法第148条第1号、第2号、及び第4号から第7号までに規定する事由によるほか、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により解散することができる。

(残余財産の帰属等)

第57条 本連盟が、解散等により清算するとき有する残余財産は、総会の決議を経て、公益認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 本連盟は、余剰金の分配を行わない。

## 第8章 専門委員会等

(委員会)

- 第58条 理事会は、本連盟の目的・事業を行うにあたり必要と認めたときは、その議決によって専門委員会を置くことができる。
- 2 理事会は、前項の委員会の他、本連盟の事業遂行上必要がある場合は、その議決によって特別委員会を設けることができる。
  - 3 各委員会の所轄事項並びに組織及び運営に関する細則は、理事会の決議を経て別に定める。

## 第9章 事務局

(設置等)

- 第59条 本連盟の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
  - 3 事務局長及び所要の職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
  - 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会において定める事務局規則による。

(備付け帳簿及び書類)

- 第60条 事務局には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。
- (1) 定款
  - (2) 理事、監事及び職員の名簿並びに履歴書
  - (3) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
  - (4) 定款に定める理事会の議事に関する書類
  - (5) 財産目録
  - (6) 事業計画書及び収支予算書
  - (7) 第50条第1項第1号ないし第5号の書類
  - (8) 前項の監査報告書
  - (9) その他法令で定める帳簿及び書類
- 2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによる。
  - 3 第50条第1項第1号ないし第5号の書類については5年間、本条第1項第8号及び第9号の書類については5年間、主たる事務所に備え置かなければならない。

## 第10章 附則

(委任)

第61条 この定款に定めるもののほか、本連盟の運営に必要な事項は、理事会の決議により定める。

(最初の事業年度)

第62条 本連盟の最初の事業年度は、成立の日から平成30年3月31日までとする。

(設立時役員)

第63条 本連盟の設立時の役員は、次の通りである。

設立時理事 河合 保孝

設立時理事 和田 明

設立時理事 加藤 景一

設立時理事 林 豊

設立時理事 筒井 孝司

設立時理事 後藤 育弘

設立時理事 糸井 紀

設立時理事 佐藤 完爾

設立時理事 宮崎 貢

設立時理事 細野 雄樹

設立時理事 市川 実

設立時理事 糸井 統

設立時理事 宇野 早織

設立時理事 浦崎 邦子

設立時理事 加藤 哲久

設立時理事 栗本 祥平

設立時理事 荘加 真

設立時理事 砂原 聖子

設立時理事 永井 正康

設立時理事 舩谷 善行

設立時理事 和田 雅

設立時代表理事 岐阜県大垣市室本町2丁目15番地 河合 保孝

設立時監事 高木 和泉

設立時監事 杉山 雅都

(設立時社員の氏名及び住所)

第64条 本連盟の設立時社員の氏名及び住所は、次の通りである。

設立時社員 住所 岐阜県  
大垣市室本町2丁目15番地

氏名 河合 保孝

設立時社員 住所 岐阜市三輪962番地78

氏名 筒井 孝司

(法令の準拠)

第64条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人岐阜県水泳連盟を設立のため、設立時社員河合保孝、同筒井孝司の定款作成代理人である司法書士鬼頭幸嗣は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

令和3年5月22日

第25条の理事及び副会長の定数を変更